

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、事業環境の変化に対応した迅速な意思決定を重視し、経営の効率性を高めるとともに、永続的な事業発展、持続的な企業価値の増大、株主及び顧客をはじめとするステークホルダーからの信頼を得るため、経営の健全性確保並びにコンプライアンスの徹底により、最適な経営管理体制の構築に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
家喜 信行	665,500	50.12
ジャパンベストレスキューシステム株式会社	181,800	13.69
スターティア株式会社	41,100	3.10
守屋 博隆	40,000	3.01
阪井 清和	20,500	1.54
炭山 昌宏	20,500	1.54
槇野 修成	18,700	1.41
小沢 一光	13,500	1.02
中部証券金融株式会社	12,900	0.97
黒田 禮文	11,000	0.83

支配株主(親会社を除く)の有無	家喜 信行
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 セントレックス
決算期	8 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は支配株主との間に取引はなく、今後も取引の予定はありません。
 支配株主との取引を行う際は、取引内容及び条件の妥当性について、取締役会において十分に審議した上でその実施を決定し、少数株主の利益を損なうことがないように適切に対応いたします。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
有田 真紀	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
有田 真紀	○	——	同氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての豊富な経験と専門知識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任しております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し独立役員に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査部門は、期初並びに期中、期末会計監査時等に情報共有を図るとともに、必要の都度、相互に連携を図るため、情報・意見交換を行い、監査の有効性・効率性を高めています。また、監査役と内部監査部門とは日常的に連携を行っており、内部監査の方法・結果について随時、意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
香川 晋平	公認会計士													
北畑 瑞穂	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
香川 晋平	○	——	公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、当社の監査体制の強化に適していると判断し、社外監査役に選任しております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し独立役員に選任しております。
北畑 瑞穂	○	——	弁護士として法務に関する高度な専門知識を有し、当社の監査体制の強化に適していると判断し、社外監査役に選任しております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し独立役員に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

現在、一定程度の定額報酬をもって各取締役は職務に専念しておりますが、各取締役の業績向上への意欲をより高めるため、今後、インセンティブ付与についても検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。なお、報酬の総額については、有価証券報告書及び事業報告に記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬については、株主総会の決議により、取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役及び監査役の報酬は、取締役については取締役会の決議、監査役については監査役会の決議にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外役員へのサポートについては、管理部が行っており、取締役会の議案について事前配布を行っております。また、必要に応じて事前に説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 取締役会

取締役会は取締役6名(うち1名が社外取締役)で構成され、毎月開催する定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令で定められた事項、経営に関する重要な事項の決定及び業務執行の監督を行っております。

(2) 監査役会

監査役会は、監査役3名(うち2名が社外監査役)で構成され、原則として月1回開催しております。常勤監査役は、取締役会の他、重要な会議に出席し、取締役の職務遂行について厳正な監視を行うとともに、積極的に意見を述べ、意思決定の過程や取締役の業務執行状況について確認ができる運営体制となっております。

また、非常勤監査役は、弁護士及び公認会計士であり、それぞれの専門的見地から経営監視を実施しております。

(3) 経営会議

経営会議は、常勤役員並びに各部門長の他、代表取締役社長が必要に応じて指名する管理職が参加し、原則として月1回開催しております。経営会議においては、取締役会付議事項の協議や各部門からの業務執行状況及び月次業績の報告と審議が行われております。

また、重要事項の指示・伝達等により認識の統一を図る機関として機能しております。

(4) リスク・コンプライアンス委員会

リスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役社長を委員長とし、常勤役員及び委員長が指名した委員で構成されております。

法令等に違反または違反の可能性がある行為が発生した場合やリスク事案が顕在化した場合、さらに、コンプライアンス・企業倫理、リスク管理に関して経営上、重要な影響を及ぼすおそれのある諸問題が発生した場合に、リスク・コンプライアンス委員会を随時開催し、対応等を審議・決定しております。

・責任限定契約

当社は、社外取締役及び社外監査役全員との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める額としています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、公正かつ透明・健全な経営体制を構築するために、監査役会を設置しております。また、社外監査役2名が取締役会に出席することで、経営監視機能の強化を図っており、コーポレート・ガバナンス体制については、その有効性が十分に担保されていると考え、現状の体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化のために、招集通知の早期発送に取り組んでまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主の皆様に出席頂けるよう、開催日の設定に関しては集中日を避けております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討していく課題と認識しております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討していく課題と認識しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを定め、当社ホームページにて公表する予定であります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けに説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算および第2四半期決算発表時の年2回開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	法定および任意の開示資料：株主総会招集通知、有価証券報告書(四半期報告書)、適時開示資料、決算説明会資料、決算短信を掲載しております。 また、本決算および第2四半期決算発表時に開催するアナリスト・機関投資家向け説明会におけるプレゼンテーションも掲載しております。 http://www.j-pcs.jp/ir/library	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、役員、全従業員に対して法令遵守をもとより、企業倫理を中核とする、高い行動規範を規定しており、社会的責任の遂行と自己規律について意識の向上を図るとともに、株主の皆様やお客様をはじめとするステークホルダーに評価され、社会に貢献する企業を目指しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主、取引先およびお客様等のステークホルダーへの適切なディスクロージャーを会社の重要事項として認識しており、適時開示とともに当社のホームページでの掲示や説明会を実施し、情報提供に努めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムの基本方針を以下のとおり定め、業務の適正性を確保するための体制の整備に努めております。

- (1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 当社及びグループ全体に影響を及ぼす重要事項については、当社取締役会において協議し決定する。また、各取締役は、取締役会において定期的に職務の執行状況を報告する。なお、取締役会は「取締役会規程」に基づき原則として月1回開催する。
 - ・ 当社及び当社子会社の監査役は、自社の取締役会への出席、業務執行状況の調査等を通じて取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを検証し、監視機能の実効性向上に努める。
 - ・ 当社は、当社代表取締役社長を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスリスクに関する重要な問題の審議の実施、及びコンプライアンス体制の構築・維持・向上を図るとともに、当社及び当社子会社の取締役及び使用人への啓蒙に努める。
 - ・ 当社は、「内部通報制度」に基づき、法令・社会規範等の違反行為等の早期発見、是正を目的として、社内外に匿名で相談・申告できるリスク・コンプライアンス相談窓口を設置し、効果的な運用を図る。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 株主総会及び取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報について、法令及び「文書管理規程」、「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。
 - ・ 「文書管理規程」、「稟議規程」等の関連規程は、必要に応じて適時見直し改善を図る。
- (3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 各事業部の責任者は、管轄業務に関する適切なリスクマネジメントを実行するとともに、事業活動に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、経営会議、リスク・コンプライアンス委員会等で審議しリスク管理を行う。
 - ・ 当社代表取締役社長をリスク管理の総括責任者として任命し、各担当取締役と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。
 - ・ 有事の際は、「リスク・コンプライアンス委員会規程」、「緊急リスク対策本部運営規程」に基づき、当社代表取締役社長が直ちに緊急リスク対策本部を設置し、規程に準拠した体制を整備するとともに、必要に応じて顧問弁護士等と迅速な対応を図る。
- (4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 当社及び当社子会社は、業務分掌及び決裁権限に関する規程等において、各取締役の業務執行の分担を明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制を構築する。
 - ・ 各取締役は、管轄する部署が実施すべき具体的な施策の決定及び効率的な業務執行体制の整備を行うとともに、取締役会において目標に対する進捗状況を報告する。
 - ・ 取締役会における意思決定にあたっては、十分かつ適切な情報を各取締役に提供する。
 - ・ 経営及び業務執行に必要な情報について、ITを活用し迅速かつ的確に各取締役が共有する。
- (5) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・ 当社は、「子会社管理規程」等の関連規程に基づきグループ各社を管理する。
 - ・ グループ各社の経営については、各社の自主性を尊重しつつ、業務執行状況、財務状況その他の重要情報について当社への定期的な報告を求めるとともに、重要事項を行うときは事前に当社への協議または報告を求める。
 - ・ グループ会社において、法令及び社内規程等に違反またはその懸念がある事象を発見した場合には、直ちに当社の主管部署、リスク・コンプライアンス委員会及び監査役に報告する体制とする。グループ各社のリスク管理体制については、主管部署が総合的に指導及び支援を行うものとする。
 - ・ 当社内部監査担当者は、グループ各社に対する内部監査を定期的に実施し、業務の適正性を監査する。内部監査担当者はその結果を、適宜、当社監査役及び代表取締役社長に報告するものとする。
- (6) 当社の監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・ 監査役の職務を補助する使用人について、取締役会は監査役と協議を行い、必要に応じて当該使用人を任命及び配置する。
 - ・ 監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。
- (7) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、取締役会、経営会議、リスク・コンプライアンス委員会等の重要な会議への監査役の出席を通じて、職務の執行状況や会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項等について報告する。
 - ・ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項、その他重要な決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況等を監査役に報告する。
 - ・ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する報告を求められたときは、迅速かつ的確に対応する。
 - ・ 報告をした者が、当社の監査役への報告したことを理由として不利な取扱いがなされないことを確保するための体制を整備する。
- (8) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・ 監査役は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき支払いを行う。
- (9) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・ 監査役は代表取締役社長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。
 - ・ 会計監査人及び内部監査担当者と意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求めることができる体制を構築する。
- (10) 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制
 - ・ 「反社会的勢力対応規程」に基づき、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とし、その旨を役員及び従業員全員に周知徹底する。
 - ・ 平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方については、反社会的勢力対応規程に基づき、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とし、その旨を役員及び従業員全員に周知徹底することとしております。

また、その整備状況については、当社では、公益財団法人大阪府暴力追放推進センターへ入会しており、同団体が主催する研修会等に参加し、社内への周知・指導を行っていく所存であります。また、取引先への対応については、反社会的勢力排除マニュアルに基づき、新規取引開始前及び主要取引先については年1回、記事検索にて属性確認を行い、判断しております。

なお、取引基本契約書には、反社会的勢力排除条項を含めており、反社会的勢力排除を明文化しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

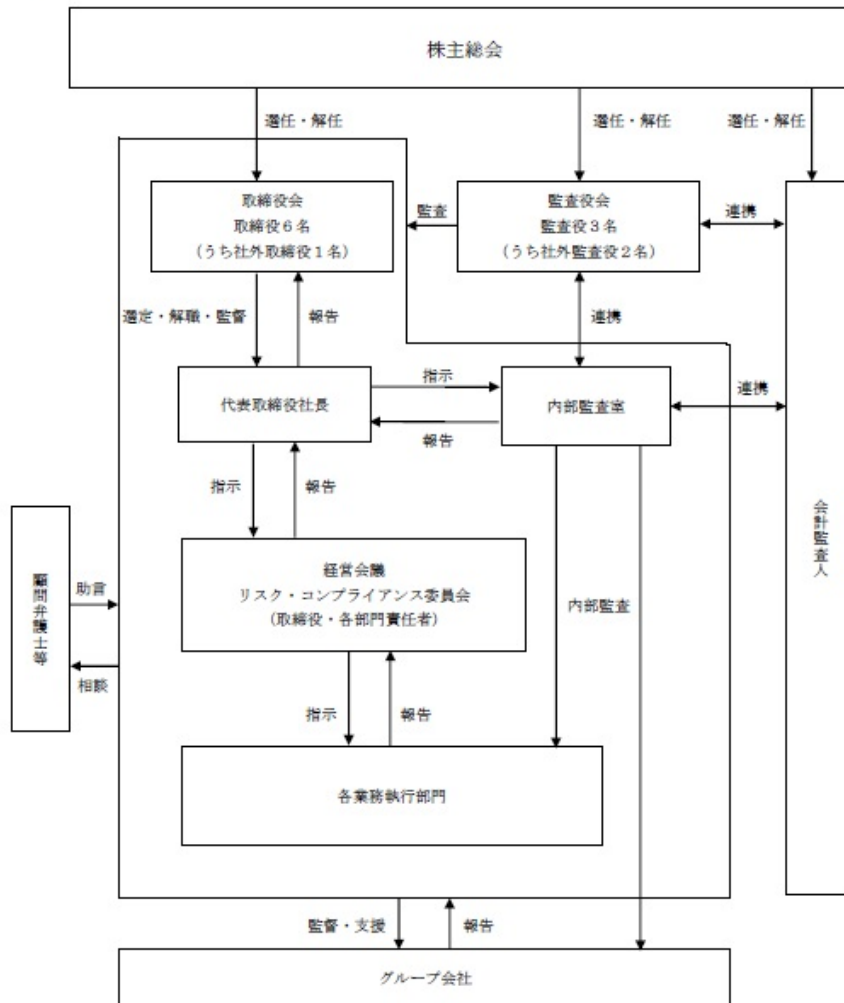
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図】



【適時開示体制の概要（模式図）】

